

## 香蘭女子短期大学における公的研究費の内部監査規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、香蘭女子短期大学における公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為防止に関する規程第14条に基づき、香蘭女子短期大学（以下「本学」という。）における、公的研究費の内部監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (監査の対象)

第2条 監査は、公的研究費を対象とし、研究費の使用が適正に行われているかについて監査を行う。

### (監査の種類、方法)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とし、書面監査及び実地監査により行う。

2 定期監査は、毎事業年度定期的に行う。

3 臨時監査は、最高管理責任者が必要と認めた場合に行う。

### (監査実施計画書)

第4条 最高管理責任者により任命された内部監査担当者は、監査事項、監査対象、監査実施日程、監査方法その他必要な事項を記載した監査実施計画書を作成するものとする。

### (監査委員)

第5条 内部監査担当者は、事務局経理課と連携し、監査を実施する。

2 内部監査担当者が必要と認めたときは、最高管理責任者の承認を得て、内部監査担当者を増員することができる。

### (内部監査担当者の権限)

第6条 監査委員は、監査の実施に当たっては、監査対象の公的研究費の研究代表者又は研究分担者（以下「監査対象者」という。）に対して、書類の閲覧又は提出、事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

### (監査対象者の義務)

第7条 監査対象者は、監査が円滑に行われるよう内部監査担当者に協力しなければならない。

2 監査対象者は、前条の内部監査対象者の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

### (内部監査担当者の遵守事項)

第8条 内部監査担当者は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施するとともに、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

### (監査結果の報告)

第9条 内部監査担当者は、監査を終了したときは、遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

### (監事との連携)

第10条 内部監査担当者は、法人監事と緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

### (雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、内部監査担当者が最高管理責任者と協議のうえ定める。

### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。